

資料 9

尖戸構成員提出資料

第13回デジタル行財政改革会議における意見

2026年4月20日

宍戸 常寿

1. デジタル行財政改革の取組が各分野で進んでいるものと理解している。先月成立した公債特例法の5条は、政府に行財政改革の徹底を求めている点で、例を見ないものである（そもそも「行財政改革」の語自体、現行法上は、国会等の移転に関する法律や、地方税法等の附則にしか使われていない）。行財政改革は財政・社会保障をはじめとして国民生活に広汎な影響を及ぼすものであるが、その枢要な一部を担うものとして、生活者目線でのデジタル行財政改革を推進してきた本会議の取組の意義が、再確認されるべきものと考えらる。

2. データ利活用制度の在り方に関する基本方針に基づき、デジタル行政手続法・情報処理促進法及び個人情報改正案が国会提出されたことを歓迎したい。いずれの仕組みにおいても、AIの学習ないしAIによる処理を見据えて、データ利活用の便益を高めつつ権利利益の保護を図るため、各主体及び主体間の連携における適切なデータガバナンスの構築とその実践、IPAを含む各機関による支援が核となっているものと理解している。法案の早期成立を期待するとともに、成立後、速やかに、実効的に機能するような下位法令・指針・ガイドライン等の整備が進むよう、政府全体としての体制の整備をお願いしたい。

(参考)

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（抄）

(中略)

(行財政改革の徹底)

第五条 政府は、経済・財政一体改革を推進する中で、歳出及び歳入の改革、持続可能な社会保障制度を構築するための改革（現役世代の社会保険料負担を含む国民負担を軽減するための施策の実施を含む。）その他の行財政改革を徹底するものとする。

2 政府は、前項に規定する行財政改革の一環として、租税特別措置（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第一号に規定する租税特別措置をいう。）及び補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の適正化について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

以上